

～ 利用料金のご案内 ～

《平成27年4月の介護報酬改定に伴い、サービス利用料金に変更となりました。》

1 指定通所介護サービス（介護給付）

「要介護」と認定された方が対象となります。

基本利用料金（1日当たり） 利用者ご負担額となります。

★基本利用料金

共通的サービスで、送迎、健康チェック、排せつ、食事、レクリエーション、相談・援助等の介護サービスの提供に係る費用となります。

回数（時間）単位の算定報酬

※（ ）内は所定の単位数

費用区分		利用区分	サービス 利用時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
保険適用される費用	介護保険適用時の 1日当たりの自己負担額 【1割負担分】		7時間30分 〔7～9〕	665 円 (656単位)	785 円 (775単位)	910 円 (898単位)	1,035 円 (1,021単位)	1,160 円 (1,144単位)
			5時間30分 〔5～7〕	580 円 (572単位)	685 円 (676単位)	790 円 (780単位)	896 円 (884単位)	1,001 円 (988単位)
			3時間30分 〔3～5〕	385 円 (380単位)	442 円 (436単位)	499 円 (493単位)	555 円 (548単位)	613 円 (605単位)
	サービス提供体制強化加算			1日当たり		12 円		
保険外費用	食費 (食材料費 + 調理費)		1日当たり	650 円 〔昼食代、おやつ代にかかる費用〕		〔朝のブランチ 1食当たり200円〕		
利用者ご負担額 合計金額 (1日当たり)			7時間30分 〔7～9〕	1,327 円	1,447 円	1,572 円	1,697 円	1,822 円
			5時間30分 〔5～7〕	1,242 円	1,347 円	1,452 円	1,558 円	1,663 円
			3時間30分 〔3～5〕	1,047 円	1,104 円	1,161 円	1,217 円	1,275 円

※ 岡山市（7級地）では、1単位の単価の基本10円に対して10.14円の割増となります。

※ 事業所規模は、1月当たりの平均利用延人員数が300人を超過し、750人以内の指定通所介護事業所に該当し、「通常規模型通所介護費」の所定単位数を報酬算定します。

★ご利用に応じて介護保険制度において加算される費用

選 択 的 サ ー ビ ス 【ご利用者1割負担分】	
入浴介助加算	1日につき 51 円
個別機能訓練加算	1日につき 46 円(I) 56円(II)
栄養改善加算（原則3か月）	1回につき 152 円（月2回まで）
口腔機能向上加算（原則3か月）	1回につき 152 円（月2回まで）
若年性認知症利用者受入加算（40歳～64歳を対象）	1回につき 61 円

※ 上記の利用料金には、介護報酬の告示上の額となります。

介護職員処遇改善加算（サービスの総単位数の1000分の40）×10.14円 の1割

2 指定介護予防通所介護サービス（予防給付）

「要支援」と認定された方が対象となります。【日常生活上の支援・生活行為向上支援】

基本利用料金（1月当たり） 利用者ご負担額となります。

月単位の定額報酬（包括的な報酬設定となっています。）

※（ ）内は所定の単位数

費用区分		要支援度区分	要支援1	要支援2
保険適用される費用	介護保険適用時の1月当たりの自己負担額 【1割負担分】		1月につき 1,840円 (1,815単位)	1月につき 3,643円 (3,593単位)
	内訳	所定の基本単位数（共通のサービス、送迎・入浴を含む。）	1,647単位/月	3,377単位/月
		サービス提供体制強化加算	48単位/月	96単位/月
		事業所評価加算（年度によっては加算しない場合があります。）	120単位/月	
契約期間が1か月に満たない場合（サービスのご利用を月の途中で開始し、又は月の途中で終了した場合）、要介護認定区分の変更が行われた場合の利用料金（1日換算）			日割り 60円 (60単位)	日割り 119円 (118単位)

※ 上表の金額は全て、介護保険適用時の自己負担額【1割負担分】を示しています。

※ 岡山市（7級地）では、1単位の単価の基本10円に対して10.14円の割増となります。

※ 保険外費用（食費）については、「介護給付」と同額で日額計算となります。

※ 月額報酬の日割り金額は、1月当たりの利用料金を30.4日で除して計算します。

★ご利用に応じて介護保険制度において加算される費用

選 択 的 サ ー ビ ス 【ご利用者1割負担分】	
①運動器機能向上加算	1月につき 228円
②栄養改善加算	1月につき 152円
③口腔機能向上加算	1月につき 152円
※ 生活機能向上グループ活動加算（1月につき101円は算定いたしません。） 当事業所は、岡山県に上記①～③の実施（加算算定）の届出をしている事業所であり、集団的に行われる行事、レクリエーション、スポーツ、創作活動等の機能訓練の実施は基本利用料金内でサービス提供を受けられます。	

※ 上表の金額は全て、介護保険適用時の自己負担額【1割負担分】を示しています。
介護職員処遇改善加算（サービスの総単位数の1000分の40）×10.14円 の1割

1 2 のサービス共通事項について

【送迎費用】

当事業所の通常の事業実施地域の場合、ご自宅から当事業所までの送迎サービスについては、それぞれサービスの基本利用料金に含まれています。

- 通常の事業実施地域（岡山市内 ※旧御津郡御津町域及び建部町域、旧児島郡灘崎町域並びに旧赤磐郡瀬戸町域を除く。）以外にお住まいの方は、別途「実施区域外送迎費用」をご負担いただきます。
- ご家族により送迎いただいた場合にも、基本利用料金は変わりません。

【その他の費用】

介護保険の給付対象とならないサービス（例えば、おむつ代、創作活動等の材料代、レクリエーション行事等の参加費）については、ご利用に応じて実費をご負担いただきます。

★★★ ご利用中止の際のキャンセル料について（正当な事由のない場合） ★★★

キャンセルの連絡の有無	キャンセル料	
	介護給付・予防給付に共通	
利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料	
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	食費（1日650円）の100% （自己負担相当額）	